日調連発第３８０号
令和５年３月１４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」の解説について（お知らせ）

標記マニュアル及びＱ＆Ａについては、令和4年5月31日付け日調連発第67号をもって通知しておりますが、この度、同マニュアルの解説を別添のとおり作成しましたので、参考としてお知らせします。

なお、別添のデータについては、日調連ウェブサイト会員の広場の業務部内「業務マニュアル等」ページに公開しております。

別添

ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル

【解説版】

「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図について
（回答）令和4年5月27日　法務省民二第586号
（通知）令和4年5月31日　日調連発第67号

日本土地家屋調査士会連合会

法務省民事局民事第二課長　藤 田 正 人　殿

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田潤一郎

「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュ アル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図について **（照会）**

平素から土地家屋調査士制度及び当連合会の会務運営にご指導ご支援を賜り厚く御 礼申し上げます。
さて、別添の「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図は、不動産登記規則第77条第1項第8号に定める基本三角点等に基づく測量の成果により作成されたものとして取り扱うことができるものと理解しておりますが、この旨差支えないか照会いたします。

法務省民二第586号
令和4年5月27日

日本土地家屋調査士会連合会長　岡　田　潤一郎　殿

法務省民事局民事第二課長　藤　田　正　人

「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測　量マニュアル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積　測量図について(回答)

本月20日付け日調連発第52号をもって照会のありました標記については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨、法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。

単点観測法に関する規程

土地家屋調査士業務取扱要領　調査・測量実施要領

・土地家屋調査士業務取扱要領　規定されていない

・調査・測量実施要領第69条第3項　（筆界点測量、引照点測量）

・「地積測量図作成におけるネットワーク型ＲＴＫ-ＧＰＳ測量について（通知）」平成19年11月26日　日調連発　第283号

・「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図について（回答）令和4年5月27日 法務省民二第586号　（通知）令和4年5月31日 日調連発第67号

地籍測量

・「単点観測法による細部図根測量マニュアル」
　平成29年4月10日 国土籍第4号　国土交通省・建設産業局　地籍整備課

・地籍調査作業規程準則第70条の5　（単点観測法による一筆地測量）

公共測量

・測量法の作業規程の準則第604条（第6節 境界測量）

用語の定義

【基本三角点等】不動産登記規則第10条第3項に規定する三角点及び基準点をいう。（土地家屋調査士業務取扱要領第4条）

> 不動産登記規則
> （地図）
> 第10条
> 3 地図を作成するための測量は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証され若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点

【認定登記基準点】連合会により認定された基本三角点等として取り扱うことができる登記基準点をいう。（土地家屋調査士業務取扱要領第4条）

【既知点】基本三角点等をいう。（土地家屋調査士業務取扱要領第4条）

用語の定義

【単点観測法】ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法とは、GNSS測量機器を用いて**単独で**測点の位置を求める観測法であり、**ＧＮＳＳ衛星のデータ**を受信するとともに、携帯電話回線等で配信される電子基準点の観測データを用いて生成した**補正情報**等を取得・解析することで、周囲の既知点を使用しないで新点の座標値を直接求めることができる測量方法である。

※「整合性の点検」についての規定が必ずある

基本三角点等において点検観測を行うか、最低1点以上の新点において**スタティック法による観測**を行い観測値の検証を行う。（**調査・測量実施要領第69条**）

単点観測法による場合は、作業地周辺地域の既知点において単点観測法により、整合性を確認するものとする。（作業規程の準則第550条第5項）

ネットワーク型RTK法について

【解説】

ネットワーク型RTK法とは、配信事業者(国土地理院の電子基準点網の観測データ配信を受けている者、又は3点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを配信している者を いう。)が電子基準点の観測データより算出した補正データ等又は面補正パラメータと、移動局で の観測データにより、移動局の位置を即時に求めていく方法である。

1 ネットワーク型RTK法の方式は、

VRS(Vertual Referennce Station/仮想点)方式

FKP(Flachen Korrektur Parameter/面補正パラメータ)方式

が運用されている。さらに、VRS方式はローバー型VRS方式とサーバー型VRS方式に区分されている。

※登記基準点測量マニュアルより

ネットワーク型RTK法について

【解説】

(1)ローバー型VRS方式(Rover)

1 移動局に設置したGNSS測量機で、GNSS衛星からの信号を受信する。

2 移動局からその概略位置を、通信装置により配信事業者に送信する。

3 配信事業者では、移動局周辺の基準局(電子基準点)の観測データから補正情報を求め、概略位置(仮想点)での補正データ等を計算し移動局に送信する。

4 移動局では、これを通信装置により受信し、基線解析を行って位置を決定する。

※登記基準点測量マニュアルより

ネットワーク型RTK法について

【解説】

(2)サーバ型VRS方式(Server)

1 移動局に設置したGNSS測量機で、GNSS衛星からの信号を受信する。

2 移動局からその概略位置データを、通信装置により配信事業者に送信する。

3 配信事業者(解析処理事業者)で、移動局周辺の基準局(電子基準点)の観測データ等から補正データ等を算出し、移動局の観測データと補正データ等を用いて、基線解析を行って移動局の位置を決定し、移動局に送信する。

※登記基準点測量マニュアルより

ネットワーク型RTK法について

【解説】

(3)FKP方式

1 移動局のGNSS測量機でで、GNSS衛星からの信号を受信する。

2 移動局からその概略位置を、通信装置により配信事業者に送信する。

3 配信事業者では、基準局(電子基準点)に対応した移動局周辺の補正量(面補正パラメーター)を算出し移動局に送信する。

4 移動局において、配信事業者で算出された面補正パラメータを通信装置で受信する。

5 移動局では、これを通信装置により受信し、面補正パラメーターと移動局の概略位置における補正量を計算し、移動局の位置を決定する。

※登記基準点測量マニュアルより

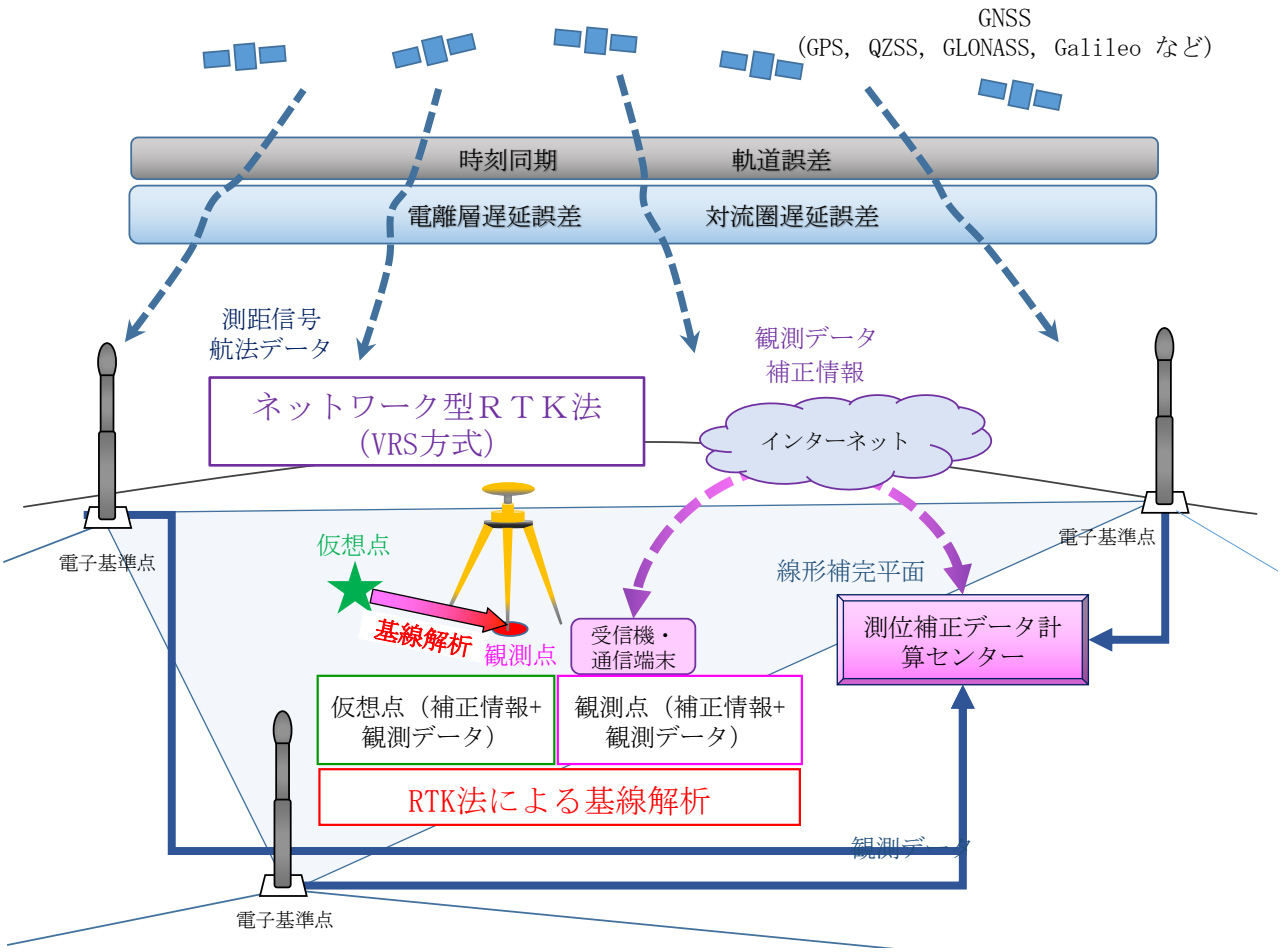
GNSS
(GPS, QZSS, GLONASS, Galileo など)
時刻同期
軌道誤差
電離層遅延誤差
対流圏遅延誤差
測距信号
航法データ
観測データ
補正情報
ネットワーク型ＲＴＫ法
(VRS方式)
インターネット
電子基準点
電子基準点
仮想点
基線解析
観測点
受信機・
通信端末
線形補完平面
測位補正データ計
算センター
仮想点（補正情報+
観測データ）
観測点（補正情報+
観測データ）
RTK法による基線解析
電子基準点

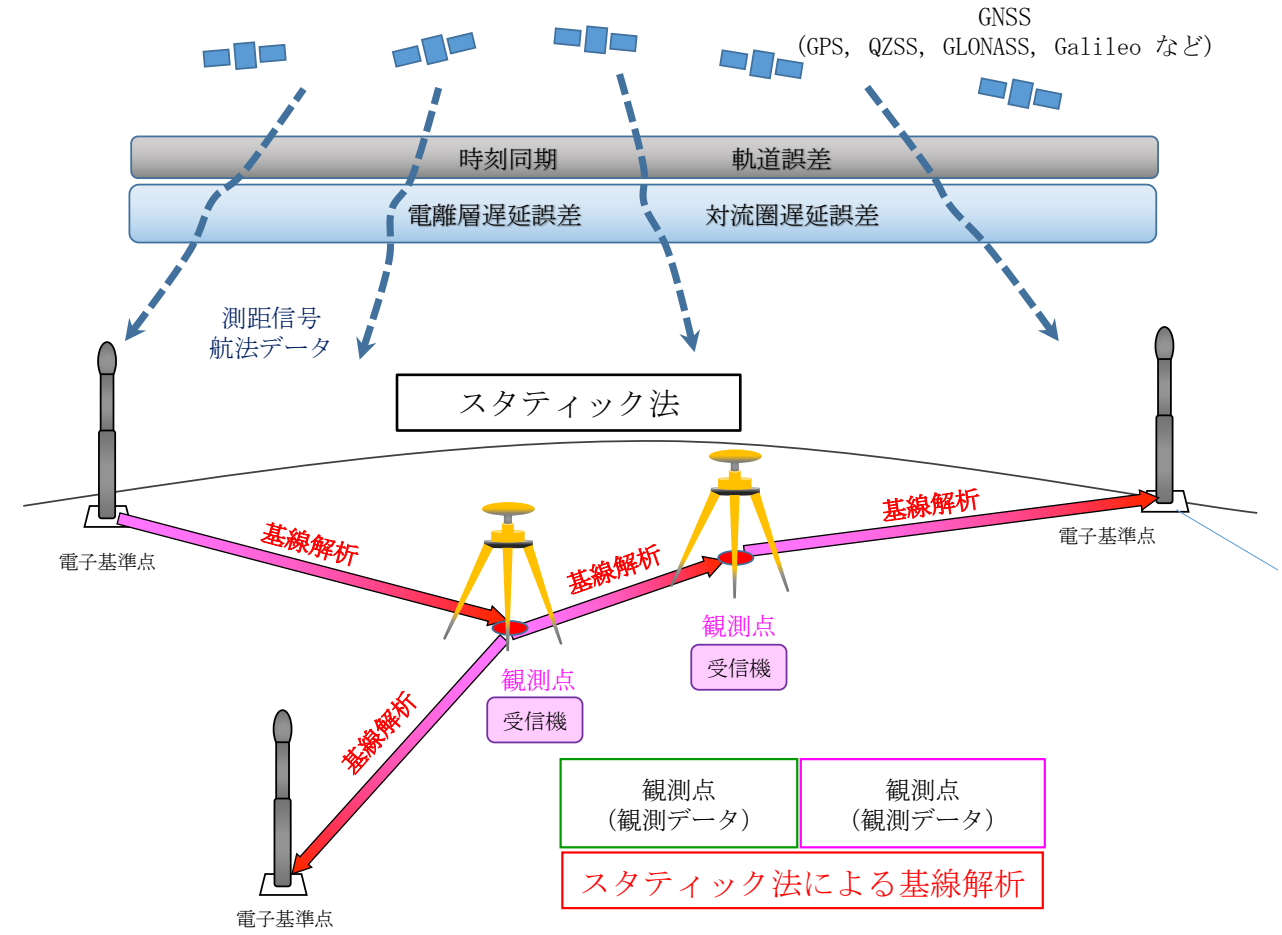
GNSS
(GPS, QZSS, GLONASS, Galileo など)
時刻同期
軌道誤差
電離層遅延誤差
対流圏遅延誤差
測距信号
航法データ
スタティック法
電子基準点
基線解析
基線解析
基線解析
基線解析
電子基準点
観測点
受信機
観測点
受信機
電子基準点
観測点
（観測データ）
観測点
（観測データ）
スタティック法による基線解析

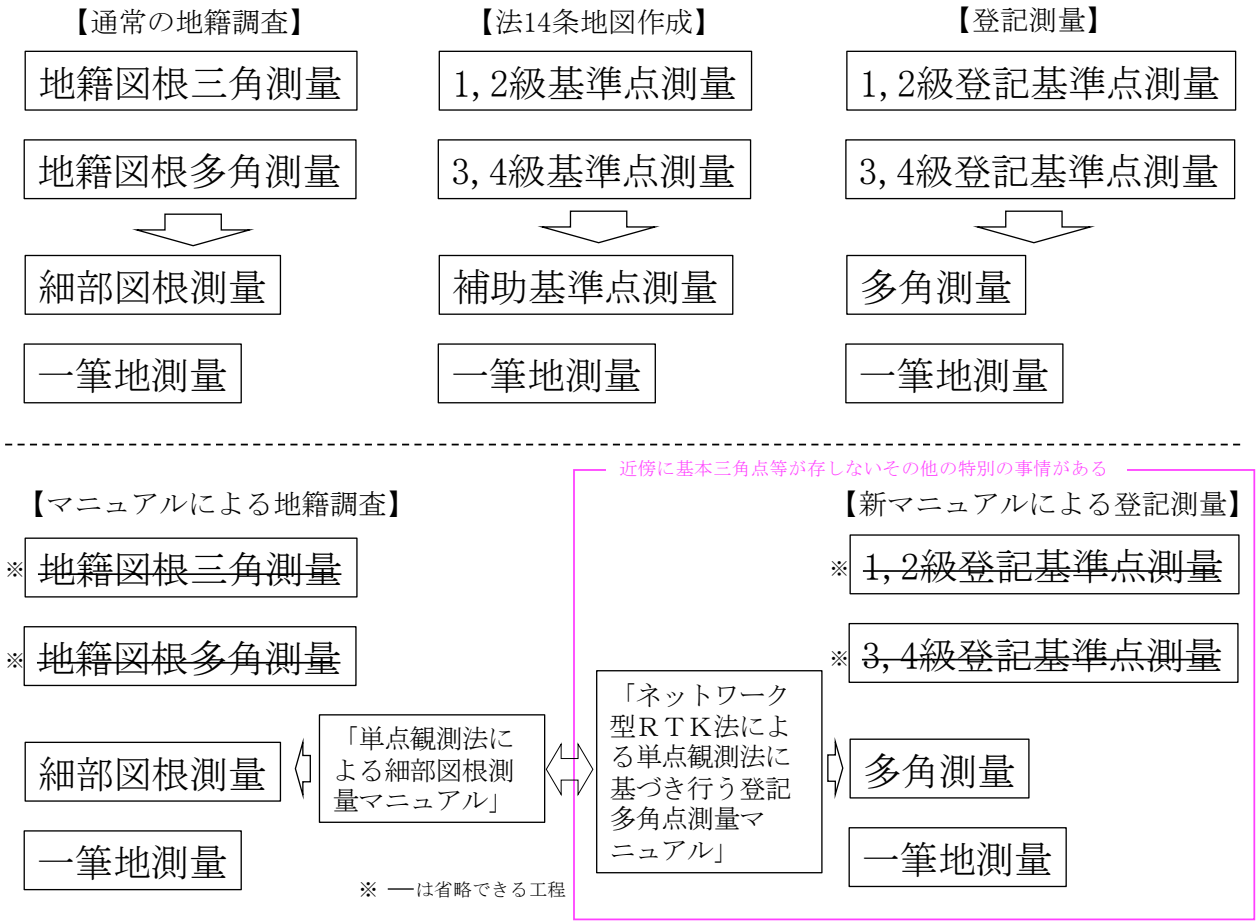
【通常の地籍調査】
地籍図根三角測量
地籍図根多角測量
細部図根測量
一筆地測量
【法14条地図作成】
1, 2級基準点測量
3, 4級基準点測量
補助基準点測量
一筆地測量
【登記測量】
1, 2級登記基準点測量
3, 4級登記基準点測量
多角測量
一筆地測量
【マニュアルによる地籍調査】
※ 地籍図根三角測量
※ 地籍図根多角測量
細部図根測量
一筆地測量
「単点観測法による細部図根測量マニュアル」
※ ―は省略できる工程
近傍に基本三角点等が存しないその他の特別の事情がある
「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」
【新マニュアルによる登記測量】
※ 1, 2級登記基準点測量
※ 3, 4級登記基準点測量
多角測量
一筆地測量

単点観測法

観測の基本

【ネットワーク型ＲＴＫ法による**単点観測法**に基づく登記**多角点測量**】

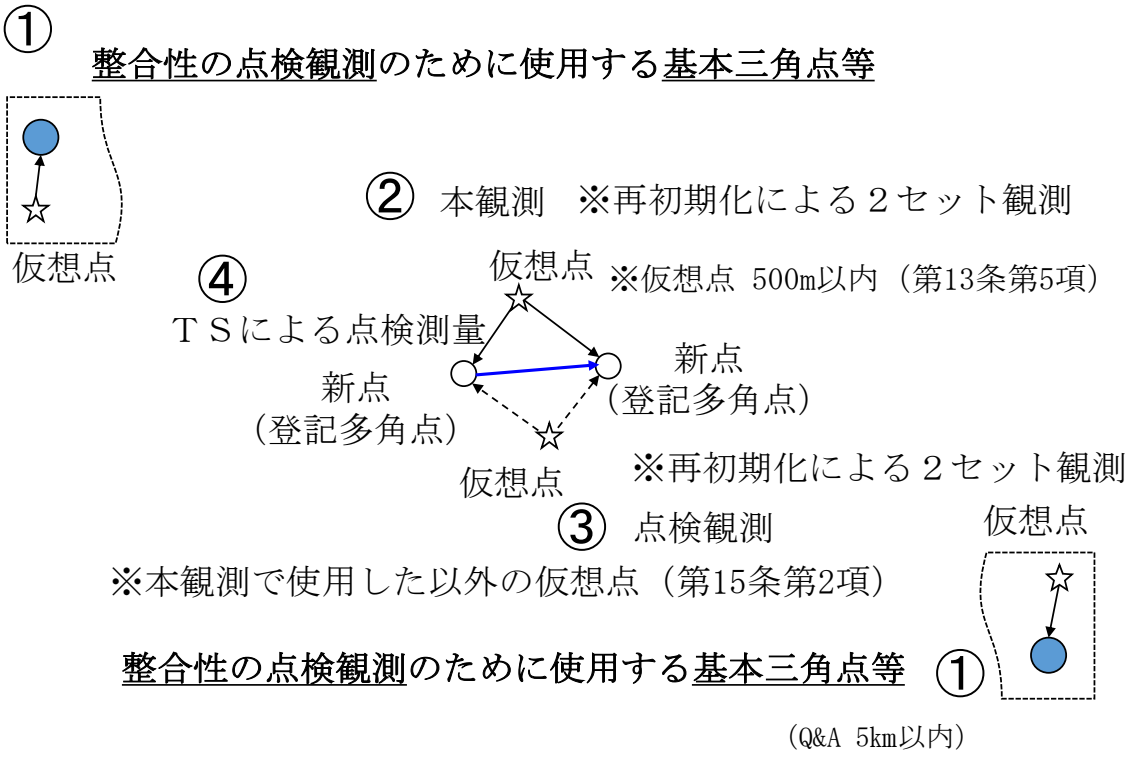

【３つの精度管理】

1、周辺の基本三角点等との整合性の点検観測
（本マニュアル第8条（第13条））

2、単点観測法による点検観測
（本マニュアル第8条（第15条））

3、ＴＳによる点検測量
（本マニュアル第9条）

【観測のながれ】

①基本三角点等の整合性の点検観測
👉２セット観測

②登記多角点の本観測
👉２セット観測

③登記多角点の点検観測
👉２セット観測

④登記多角点のＴＳによる点検測量
👉TSによる点間距離測定

【観測（２セット）】

※仮想点　500m以内

＜1セット目＞
データ取得間隔　１秒
FIX解を得てから１０エポック 以上観測

再初期化

＜2セット目＞
データ取得間隔　１秒
FIX解を得てから１０エポック 以上観測

第8条
（第13条）

【観測の点検】

＜セット間較差の計算＞
1セット目と2セット目の**較差を計算**

＜計算値の制限＞
X座標，Y座標のセット間較差
（ ΔＮ，ΔＥ の比較でも可）
20mm以下

制限値を超えたら
再測量

第8条
（第14条）

【座標値の計算】

2セットの観測値から求めた平均値を座標値とする

項目	単位	位
基線ベクトル成分	m	0.001
経緯度	度分秒	0.0001
直角座標	m	0.001
標高	m	0.001
楕円体高	m	0.001
アンテナ高	m	0.001
辺長	m	0.001

第8条
（第14条）

登記基準点測量作業規程別表第10

①

【ネットワーク型ＲＴＫ法による**単点観測法**に基づく登記**多角点測量**】

①　整合性の点検観測のために使用する基本三角点等

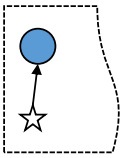

仮想点

仮想点

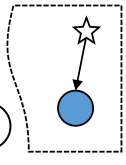

整合性の点検観測のために使用する基本三角点等　①

①

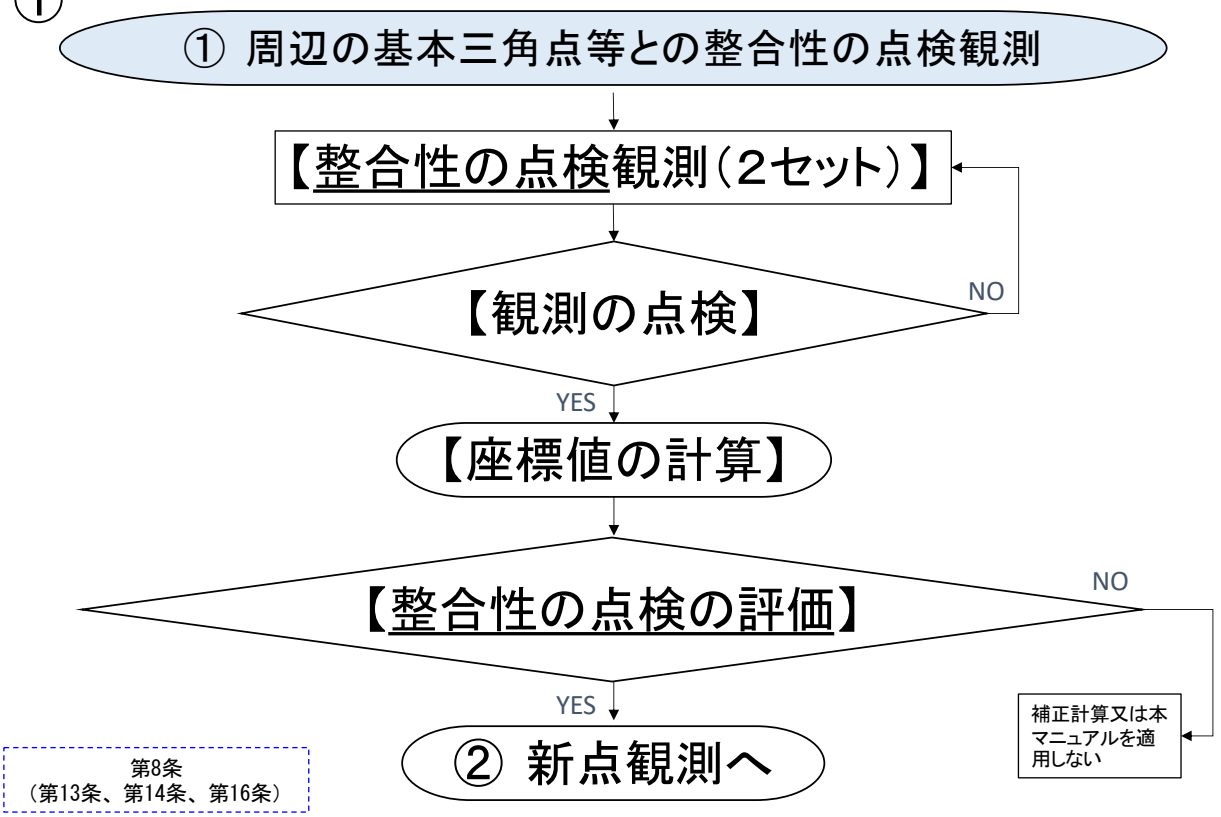

第8条
（第13条、第14条、第16条）

ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル該当条文
（国土交通省「単点観測法による細部図根測量マニュアル」該当条文）

【周辺の基本三角点等との整合性の評価】

＜観測値と成果値の較差の計算＞

全点の整合性の点検観測値と基本三角点等の成果値との座標較差の平均値で評価する

＜整合性の評価＞

点検観測における観測値と成果値の座標との較差の許容範囲					
精度区分 / 点検項目	甲二	甲三	乙一	乙二	乙三
距離	60 ㎜以内	100 ㎜以内	120 ㎜以内	160 ㎜以内	200 ㎜以内

第8条
（第16条）

①周辺の基本三角点等との整合性の点検観測の事例

整合性の点検観測に使用した基本三角点等

測点	区分	X	Y	標高	備　考
1002A	街区三角点	18017.176	-49299.057	12.432	測量日：2006年11月18日
R03-基NO.3	2級基準点	23461.639	-38488.551	39.283	測量日：2021年3月15日電子基準点を利用した基準点測量
下長田	Ⅳ三角点	19361.376	-46981.237	14.710	電子基準点取付
対米	Ⅳ三角点	16584.764	-55076.248	2.510	電子基準点取付
1001A	街区三角点	9186.702	-49820.602	5.641	測量日：2006年11月15日
1014A	街区三角点	16935.344	-49113.169	5.417	測量日：2006年11月23日

検証結果について

・街区三角点1002Aの成果値との較差は（最大）48㎜で精度区分甲二許容範囲60㎜内である。

・福岡県２級基準点R03-基NO.3の成果値との較差は（最大）25㎜で精度区分甲二許容範囲60㎜内である。

・街区三角点1001Aの成果値との較差は（最大）20㎜で精度区分甲二許容範囲60㎜ 内である。

・街区三角点1014Aの成果値との較差は（最大）27㎜で精度区分甲二許容範囲60㎜ 内である。

・四等三角点下長田の成果値との較差は（最大）31㎜で精度区分甲二許容範囲60㎜ 内である。

・四等三角点対米の成果値との較差は（最大）13㎜で精度分甲二許容範囲60㎜ 内である。

【ネットワーク型ＲＴＫ法による**単点観測法**に基づく登記**多角点測量**】

② 本観測　※再初期化による２セット観測

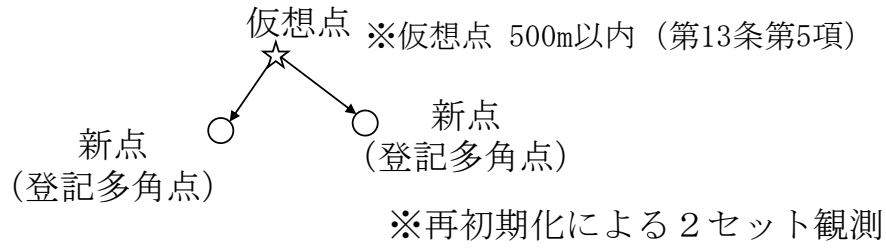

※再初期化による２セット観測

②

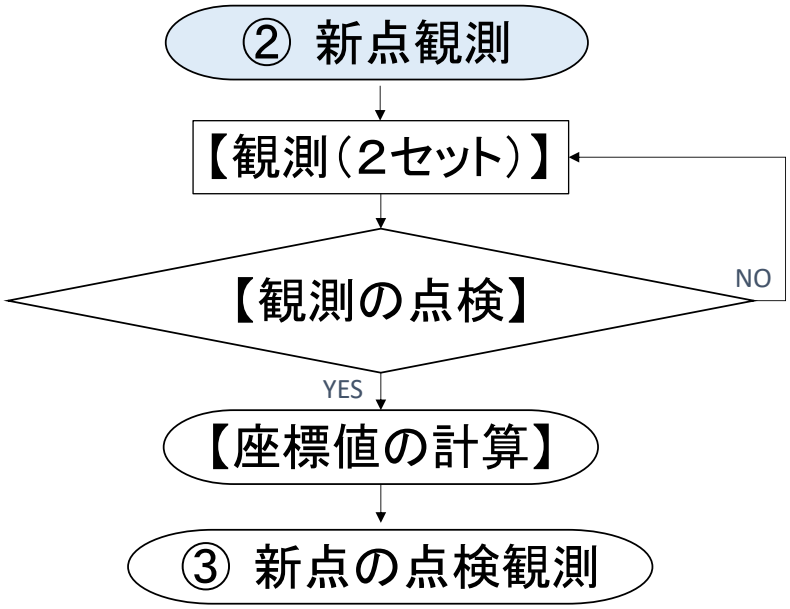

第8条
（第13条、第14条）

③

【ネットワーク型ＲＴＫ法による**単点観測法**に基づく登記**多角点測量**】

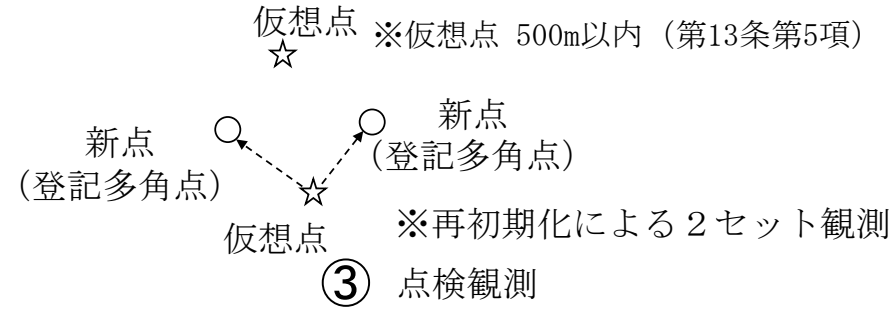

※本観測で使用した以外の仮想点（第15条第2項）

③

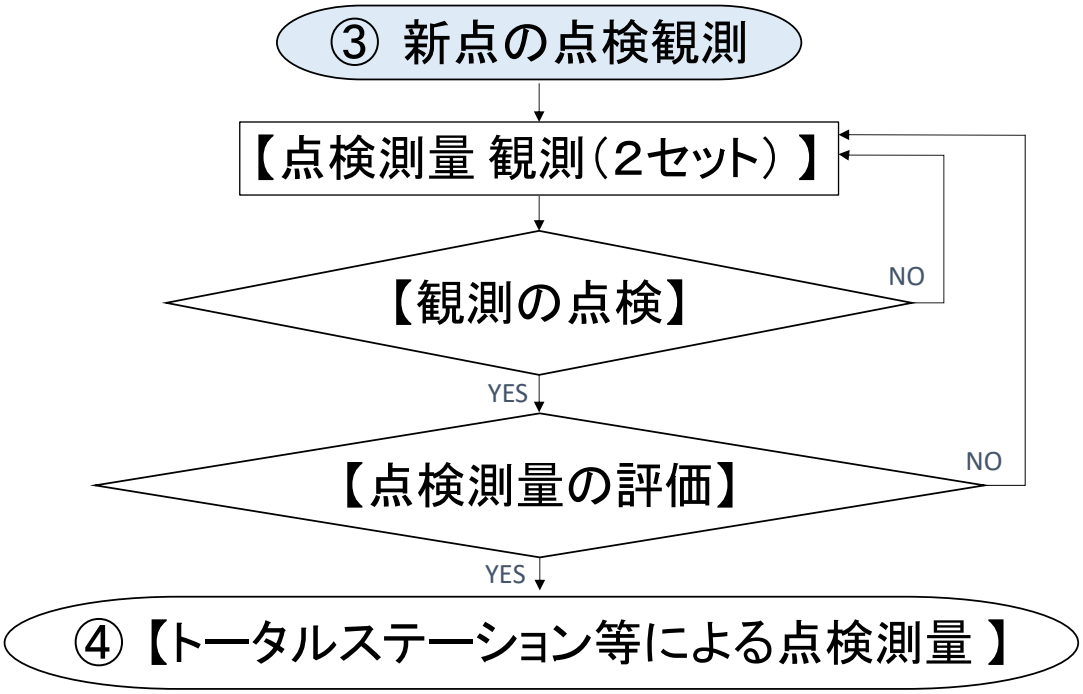

第8条
（第13条、第14条、第15条）

【点検測量の評価】

＜座標値の較差の計算＞
座標値と点検測量座標値の較差を計算

＜点検測量の評価＞
X座標，Y座標の座標値と点検測量座標値の較差
（ ΔN ， ΔE の比較でも可）
20mm以下を標準とする

評価NG
再測量

第8条
（第15条）

③新点の点検観測の事例

登記多角点（単点観測法）　1

点名-セット番号		X	Y
仮想点９	1-1	23465.462	-41817.516
	1-2	23465.462	-41817.516
	1-3	23465.462	-41817.516
	1-4	23465.462	-41817.516
	1-5	23465.462	-41817.516
	1-6	23465.462	-41817.518
	1-7	23465.462	-41817.518
	1-8	23465.462	-41817.518
	1-9	23465.462	-41817.516
	1-10	23465.462	-41817.516
点検観測 仮想点10	1-11	23465.465	-41817.521
	1-12	23465.462	-41817.524
	1-13	23465.462	-41817.524
	1-14	23465.462	-41817.524
	1-15	23465.469	-41817.526
	1-16	23465.468	-41817.524
	1-17	23465.468	-41817.518
	1-18	23465.462	-41817.516
	1-19	23465.475	-41817.518

点検観測との較差

X	Y	水平距離
0.003	-0.005	0.006
0.000	-0.008	0.008
0.000	-0.008	0.008
0.000	-0.008	0.008
0.007	-0.010	0.012
0.006	-0.006	0.008
0.006	0.000	0.006
0.000	0.002	0.002
0.013	-0.002	0.013





登記多角点（単点観測法）　2

点名-セット番号		X	Y
仮想点９	2-1	23413.005	-41817.870
	2-2	23413.005	-41817.870
	2-3	23413.005	-41817.881
	2-4	23413.005	-41817.868
	2-5	23413.002	-41817.875
	2-6	23413.002	-41817.875
	2-7	23413.008	-41817.870
	2-8	23413.008	-41817.873
	2-9	23413.011	-41817.870
	2-10	23413.011	-41817.873
点検観測 仮想点10	2-11	23413.008	-41817.873
	2-12	23413.011	-41817.875
	2-13	23413.011	-41817.878
	2-14	23413.011	-41817.878
	2-15	23413.008	-41817.873
	2-16	23413.020	-41817.875
	2-17	23413.008	-41817.865
	2-18	23413.008	-41817.870
	2-19	23413.011	-41817.875
	2-20	23413.011	-41817.878

点検観測との較差

X	Y	水平距離
0.003	-0.003	0.004
0.006	-0.005	0.008
0.006	0.003	0.007
0.006	-0.010	0.012
0.006	0.002	0.006
0.018	0.000	0.018
0.000	0.005	0.005
0.000	0.003	0.003
0.000	-0.005	0.005
0.000	-0.005	0.005





登記多角点（単点観測法）　3

点名-セット番号		X	Y
仮想点９	3-1	23323.669	-41835.930
	3-2	23323.669	-41835.933
	3-3	23323.666	-41835.938
	3-4	23323.669	-41835.938
	3-5	23323.669	-41835.938
	3-6	23323.666	-41835.935
	3-7	23323.672	-41835.938
	3-8	23323.669	-41835.938
	3- 9	23323.666	-41835.940
	3-10	23323.666	-41835.938
点検観測 仮想点10	3-11	23323.666	-41835.935
	3-12	23323.666	-41835.933
	3-13	23323.659	-41835.930
	3-14	23323.663	-41835.933
	3-15	23323.669	-41835.933
	3-16	23323.669	-41835.938
	3-17	23323.663	-41835.938
	3-18	23323.669	-41835.938
	3-19	23323.672	-41835.938

点検観測との較差

X	Y	水平距離
-0.003	-0.005	0.006
-0.003	0.000	0.003
-0.007	0.008	0.011
-0.006	0.005	0.008
0.000	0.005	0.005
0.003	-0.003	0.004
-0.009	0.000	0.009
0.000	0.000	0.000
0.006	0.002	0.006



④

【ネットワーク型ＲＴＫ法による**単点観測法**に基づく登記**多角点測量**】

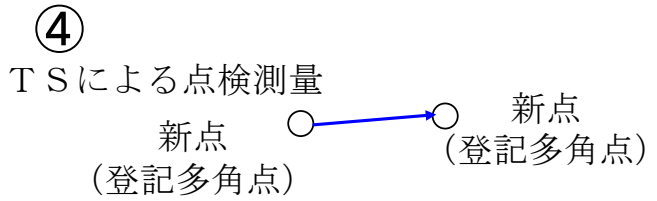

④

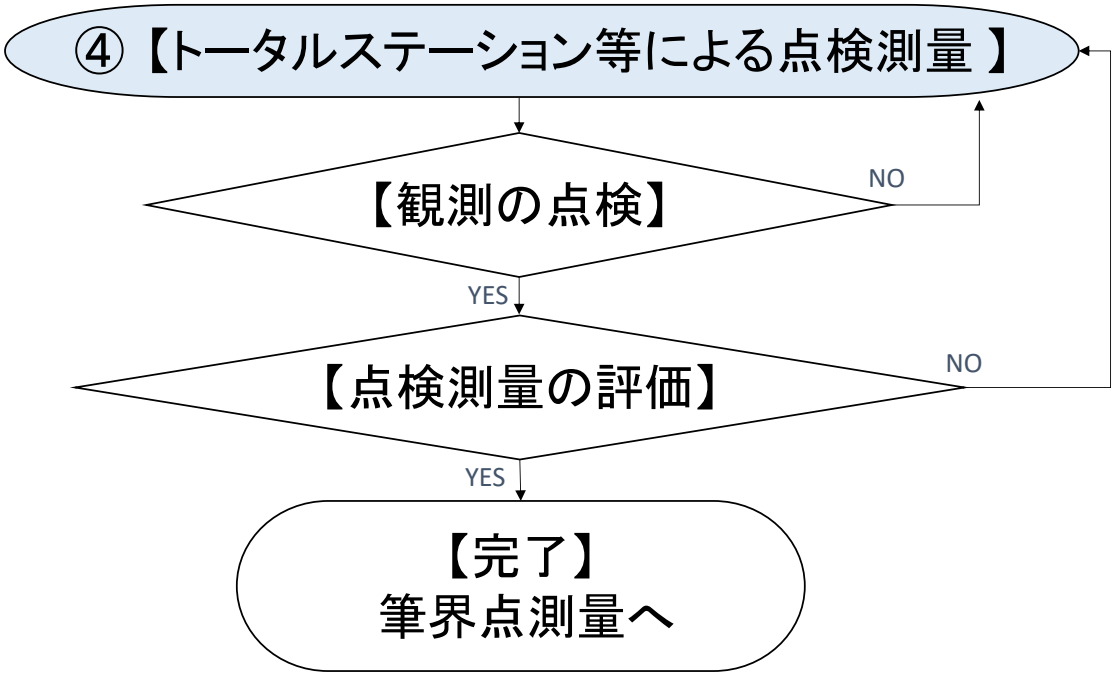

第9条

【点検測量（TS等）の評価】

＜点間距離の較差の計算＞

登記多角点（単点観測法）の点間距離と点検測量（TS等）点間距離の較差を計算

＜点検測量の評価＞

許容範囲は土地家屋調査士業務取扱要領第44条の筆界点の点検測量を標準とする

地形区分	較差の制限	
平　地	1/2000	点間距離20m以内は10mm以内
山　地	1/1000	点間距離20m以内は20mm以内

評価NG
再測量

第9条

④トータルステーション等による点検測量の事例

2、単点観測法により求めた座標による距離 とトータルステーションにより計測した距離との比較（第9条）

測　点	X	Y
1	23465.464	-41817.519
2	23413.008	-41817.873
3	23323.667	-41835.936

点間距離	距　離
1－2	52.461
2－3	91.156

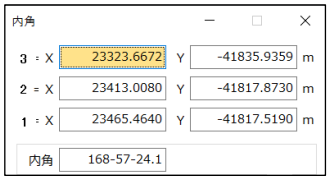

測点間	単点観測	トータルステーション	距離差
2-1	52.461	52.464	-0.003
2-3	91.156	91.153	0.003

・内角（参考）

単点観測法	168-57-24	
トータルステーション	168-57-39	差　15″

成果の取り纏め・記載方法

【地積測量図の記録事項】

1、整合性の点検観測に使用した基本三角点等

2、ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法

3、登記多角点（単点観測法）

【地積測量図の記録事項】

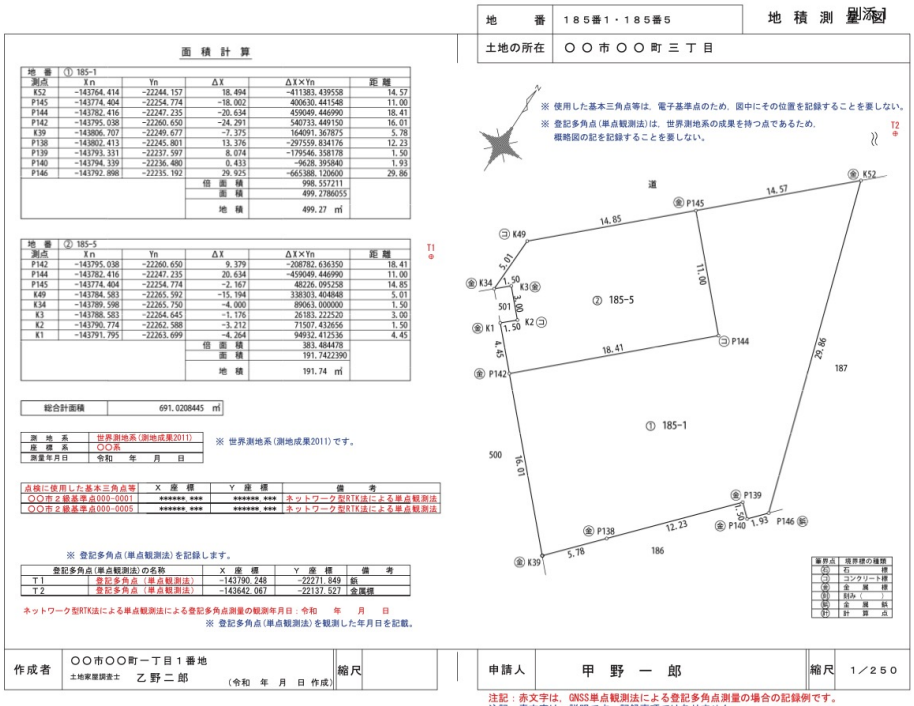

地　　番	185番1・185番5	地 積 測 量 図
土地の所在	○○市○○町三丁目	

面 積 計 算

地 番	① 185-1				
測点	Xn	Yn	ΔX	ΔX×Yn	距 離
K52	-143764.414	-22244.157	18.494	-411383.439558	14.57
P145	-143774.404	-22254.774	-18.002	400630.441548	11.00
P144	-143782.416	-22247.235	-20.634	459049.446990	18.41
P142	-143795.038	-22260.650	-24.291	540733.449150	16.01
K39	-143806.707	-22249.677	-7.375	164091.367875	5.78
P138	-143802.413	-22245.801	13.376	-297559.834176	12.23
P139	-143793.331	-22237.597	8.074	-179546.358178	1.50
P140	-143794.339	-22236.480	0.433	-9628.395840	1.93
P146	-143792.898	-22235.192	29.925	-665388.120600	29.86
			倍 面 積	998.557211	
			面 積	499.2786055	
			地 積	499.27 ㎡	

地 番	② 185-5				
測点	Xn	Yn	ΔX	ΔX×Yn	距 離
P142	-143795.038	-22260.650	9.379	-208782.636350	18.41
P144	-143782.416	-22247.235	20.634	-459049.446990	11.00
P145	-143774.404	-22254.774	-2.167	48226.095258	14.85
K49	-143784.583	-22265.592	-15.194	338303.404848	5.01
K34	-143789.598	-22265.750	-4.000	89063.000000	1.50
K3	-143788.583	-22264.645	-1.176	26183.222520	3.00
K2	-143790.774	-22262.588	-3.212	71507.432656	1.50
K1	-143791.795	-22263.699	-4.264	94932.412536	4.45
			倍 面 積	383.484478	
			面 積	191.7422390	
			地 積	191.74 ㎡	

総合計面積	691.0208445 ㎡

測 地 系	世界測地系(測地成果2011)
座 標 系	○○系
測量年月日	令和　年　月　日

※ 世界測地系(測地成果2011)です。

点検に使用した基本三角点等	X 座 標	Y 座 標	備 考
○○市２級基準点000-0001	******.***	******.***	ネットワーク型RTK法による単点観測法
○○市２級基準点000-0005	******.***	******.***	ネットワーク型RTK法による単点観測法

※ 登記多角点(単点観測法)を記録します。

登記多角点(単点観測法)の名称		X 座 標	Y 座 標	備 考
T1	登記多角点（単点観測法）	-143790.248	-22271.849	鋲
T2	登記多角点（単点観測法）	-143642.067	-22137.527	金属標

ネットワーク型RTK法による単点観測法による登記多角点測量の観測年月日：令和　年　月　日
※ 登記多角点(単点観測法)を観測した年月日を記載。

作成者	○○市○○町一丁目１番地 土地家屋調査士　乙野二郎　(令和　年　月　日 作成)	縮尺	

申請人	甲 野 一 郎	縮尺	1／250

注記：赤文字は，GNSS単点観測法による登記多角点測量の場合の記録例です。
注記：青文字は，説明です。記録事項ではありません。

【地積測量図の記録事項】

測　地　系	世界測地系(測地成果2011)
座　標　系	○○系
測量年月日	令和　　年　　月　　日

※ 世界測地系(測地成果2011)です。

点検に使用した基本三角点等	X　座　標	Y　座　標	備　　考
○○市２級基準点000-0001	******.***	******.***	ネットワーク型RTK法による単点観測法
○○市２級基準点000-0005	******.***	******.***	ネットワーク型RTK法による単点観測法

※ 登記多角点(単点観測法)を記録します。

登記多角点(単点観測法)の名称		X　座　標	Y　座　標	備　　考
T1	登記多角点（単点観測法）	-143790.248	-22271.849	鋲
T2	登記多角点（単点観測法）	-143642.067	-22137.527	金属標

ネットワーク型RTK法による単点観測法による登記多角点測量の観測年月日：令和　　年　　月　　日

※ 登記多角点(単点観測法)を観測した年月日を記載。

注記:赤文字は，GNSS単点観測法による登記多角点測量の場合の記録例です。
注記:青文字は，説明です。記録事項ではありません。

【規則93条報告書の記録内容】

１、05欄、06欄、09欄について
　電子基準点を使用した旨及び点検に使用した基本三角点等

２、10欄について
　(1)近傍に基本三角点等が存在しない旨
　(2)ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測の観測年月日
　(3)点検測量との較差
　(4)ＴＳによる比較点検
　(5)周辺の基本三角点等との整合性の確認
　(6)１級ＧＮＳＳ測量機を使用した旨

【規則93条報告書の記録内容】つづき

２、10欄について
　(7)　既提出地積測量図に記録された登記多角点及び第11条確認の旨（第11条で既提出の地積測量図に記録された登記多角点を基にトータルステーションによる測量を行った場合）

　これらの記録は、精度を担保することはもちろん、土地家屋調査士が本マニュアルに則って測量を行ったかどうかを登記官が確認することができるためでもあり、後に筆界点を復元する際にも、その検証用資料として用いることが想定される。

【規則93条報告書の記録内容】つづき

別添１

官公署等資料		□ 台帳申告書写し
		□ 地籍図等
		□ 国土調査等関係資料
		□ 道路台帳
		□ 道路台帳附属地図
	4	■ 道路境界確定図等
	5	■ 法定外公共物確定協議書等
		□ 公共用地払下げ図面等
		□ 河川法の適用河川境界承認図等
		□ 換地確定図
		□ 罹災復興区画整理図
		□ 空中写真
		□ 農業委員会の許可書等
	6	■ 基準点成果（電子基準点，〇〇市２級基準点000-0001，２級基準点000-0005）
		□ その他
		□ その他
その他の事実等	7	■ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他
	8	■ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他
	9	■ 筆界確認書，立会証明書等
		□ 売渡図面
		□ 承諾書
		□ 証言
		□ その他
		□ その他
原始結果確認		

06 資料・証言・事実等の分析

資料等番号	地番	分析手法，分析結果その他必要な事項
略	略	略
6	185-1	電子基準点：ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づく登記多角点測量に利用 〇〇市２級基準点000-0002, 000-0005：ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づく登記多角点測量における整合性の確認に利用
略	略	略

07 現地の状況 □別紙のとおり

点名	境界標		確認の状況
略	略	□新設 □既存 □復元 □入替え	略

略 撮影年月日 備考	略 撮影年月日 備考

その他必要な事項	略

別添１

08 地域区分・精度区分

地域区分	■市街地地域（甲２まで） □村落・農耕地域（乙１まで） □山林・原野地域（乙３まで）
地図等の精度区分	□甲１ ■甲２ □甲３ □乙１ □乙２ □乙３ □なし

09 筆界位置の計測

基 準 点 測 量 等

測地系	■世界測地系 □変換パラメータ（ ） □任意座標（ ）
使用機器	■TS ■GNSS □その他（ ）
観測方法	□放射 □結合 ■閉合 □交会 □単回 ■対回 □平均 □その他（ ） □スタティック □短縮スタティック □RTK □ネットワーク型RTK ■その他（ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づく登記多角点測量）
観測日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

使用した基本三角点等	点名	等級・種別	標識
	000-0001	〇〇市２級基準点	金属標
	000-0005	〇〇市２級基準点	金属標

補助基準点	点名	名称・種別	標識
	T1	登記多角点（単点観測法）	鋲
	T2	登記多角点（単点観測法）	金属標

恒久的地物	点名	名称・種別	地物の名称

略 登記多角点（単点観測法）の位置が分かる写真（遠景・近景）を記録する 撮影年月日 令和 年 月 日	略 撮影年月日

基本三角点等に基づく測量ができない理由	※電子基準点を利用した測量方法であるため，ＴＳ等による登記基準点測量ができない理由は，10章（補足・特記事項）欄に記録する。

一 筆 地 測 量

使用機器	■TS □GNSS □その他（ ）
観測日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

求積・誤差の許容限度の検証	地番	登記地積 ㎡	実測面積 ㎡	較差 ㎡	公差	地積更正の要否
	略	694.21	691.02	-3.19	2.67㎡	■要 □否

10 補足・特記事項

【規則93条報告書の記録内容】つづき

別添１

ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量に関する事項
・ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量を行った理由：（例１：近傍に使用できる基本三角点等が存しないため。）（例２：近傍で使用できる基本三角点等は，〇〇市２級基準点（000-0001）の１点のみのため。）【※理由を具体的に記録する】
・ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測の観測年月日：令和 年 月 日 時～ 時【※GNSSで観測した年月日時刻を記録する】
・点検測量との較差（制限20mm）：T1(X+5, Y+2), T2(X+10, Y-8)【※マニュアル第8条（国交省マニュアル第15条）の点検】
・ＴＳによる比較点検：T1～T2(+10mm<制限100mm)【※マニュアル第9条の点検】
・周辺の基本三角点等との整合性の確認：〇〇市２級基準点000-0001(X座標***.***, Y座標***.***)との座標値の較差20mm<制限60mm，〇〇市２級基準点000-0005(X座標***.***, Y座標***.***)との座標値の較差15mm<制限60mm【※マニュアル第8条（国交省マニュアル第13条第2項）の整合性の確認】
・1級GNSS測量機を使用した
・既提出地積測量図に記録された登記多角点（令和〇年〇月〇日###-#）第１１条確認：T1(X+5, Y+2), T2(X+10, Y-8)【第１１条の確認をした場合、地積測量図の年月日、地番、確認の結果を明記する】

■別紙のとおり（略）

12 調査図（現地案内図等） ■別紙のとおり（略）

注記:赤文字は，GNSS単点観測法による登記多角点測量の場合の記録例です。
注記:青文字は，説明です。記録事項ではありません。